

豊中市すこやかプラザ等来館障害者等に対する駐車料金補填要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊中市すこやかプラザ及びとよなかハートパレット（以下「プラザ等」という。）に来館した障害者等に対し豊中市が行う駐車料金の補填について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 この要綱により、駐車料金の補填を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、プラザ等に車で来館してプラザ等と同敷地内にある民営駐車場（以下「対象駐車場」という。）に駐車し、はぐくみセンター及び児童相談所に属する各課（以下「プラザ等内各課」という。）がプラザ等内で行う事業（プラザ等内各課が行う貸室の利用者が同貸室で主催する事業は、この要綱の適用においてのみ、同貸室を所管するプラザ等内各課がプラザ等で行う事業とみなす。以下「対象事業」という。）を利用する者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 以下に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 以下に掲げる手帳等のいずれか（以下「障害者手帳等」という。）の交付を受け、それを提示することができる者

- 一 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳
- 三 国が定める療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）に基づく療育手帳。
- 四 大阪府特定疾患に係る医療費の援助に関する規則（平成 12 年大阪府規則第 147 号）第七条に規定する受給者証等
- 五 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 に基づく小児慢性特定疾病医療受給者証

イ 大阪府療育手帳に関する規則（平成 12 年大阪府規則第 42 号）第 6 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる判定を受けている者

(2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づき設置した附属機関又はこれに準ずる機関のうちプラザ等内各課が所管するものの会議等に出席する同会議の委員

(3) その他市長が特別の理由があると認める者

(補填額)

第 3 条 この要綱により補填する額は、対象者が対象駐車場の駐車料金として支払う額のうち、対象事業の利用時間相当分の全額とする。

(負担者)

第4条 この要綱による補填の負担は、プラザ等内各課のうち、対象者が利用した対象事業を主として実施または実施を許可した所管課が行うものとする。

(手続)

第5条 対象者は、対象駐車場から出庫する前に、プラザ等内各課の職員または警備員に対し、障害者手帳等及び対象駐車場の駐車券を提示して、駐車料金の補填を申し込むものとする。

2 対象者は、対象駐車場を出庫した後は、当該駐車場の補填を申し込むことができない。

3 対象駐車場の管理者は、この要綱により減収となった額を毎月末に集計し、翌月以降にその補填を市長に求めるものとする。

(疑義の決定)

第6条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関して疑義が生じたときは、プラザ等内各課による協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から実施する。

豊中市すこやかプラザ等来館者駐車料金 一部負担記録票

利用者の氏名		
要件 (いずれかに○)		Ⅰ ア Ⅰ 身体障害者手帳
		Ⅰ ア Ⅱ 精神障害者保健福祉手帳
		Ⅰ ア Ⅲ 療育手帳
		Ⅰ イ 療育手帳の判定を受けている
		Ⅰ ア Ⅳ 特定疾患医療受給者証（肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証、肝炎インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療受給者証等）
		Ⅰ ア Ⅴ 小児慢性特定疾病医療受給者証
		Ⅱ 付属機関又はこれに準ずる機関のうちプラザ等内各課が所管するものの会議等に出席する同会議の委員
		Ⅲ その他市長が特別の理由があると認める者
駐車場利用日・時間	年 月 日 ()	
	午前 ・ 午後 時 分 ～ 午前 ・ 午後 時 分	
組織名・担当職員 (いずれかに○)		はぐくみセンター 【所属： ()】(担当職員： ())
		児童相談所 【所属： ()】(担当職員： ())
備考		

機器取扱い職員